

答 申

審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条9項の準用する同条3項の規定に基づく保護変更申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が令和3年5月24日付けで行った保護変更申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、請求人らがその取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分は違法又は不当であると主張している。

法2条では保護は無差別平等に受けることができると規定する。また法10条では保護は世帯を単位とすると規定する。また出入国管理及び難民認定法により在留期間の定めのある外国人はそれ以降も本邦に在留しようとする場合は在留期間の更新手続きが義務付けられている。

以上により妻は在留資格の更新手続きを行う義務を負うためそれに伴う費用を支弁する必要がある。この費用が生活保護の一時扶助として認められなければ生活費から支弁する他ない。

保護費は法 8 条により最低限度の生活需要を満たすがこれを超えない額が支給されている。日本人のみで構成される世帯では支給額がすべて生活に使えるにもかかわらず、世帯に外国人がいる場合一部は法定された義務を履行するために支弁せざるを得ず当該世帯に属する者は厚生労働大臣の定める基準を下回る生活を送らざるを得なくなる。

これは請求人〇〇にとっては外国籍の妻を持つことによって、請求人〇〇にとっては外国籍の母を持つことによって強いられるものである。したがって本件処分は無差別平等の原則に反する。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4 年 4 月 1 9 日	諮問
令和 4 年 7 月 8 日	審議（第 6 8 回第 4 部会）
令和 4 年 8 月 2 4 日	審議（第 6 9 回第 4 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法の基本原則等

ア 法 1 条によれば、日本国憲法 2 5 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に

応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするとされている。

また、法 2 条によれば、すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる旨規定されている。

イ 法 4 条 1 項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法 8 条 1 項によれば、保護は厚生労働大臣の定める基準（「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年 4 月 1 日付厚生省告示第 158 号））により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

ウ 法 11 条 1 項によれば、保護の種類として、同項 1 号に「生活扶助」が挙げられており、法 12 条によれば、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行われるとされ、その範囲の事項を「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」及び「移送」と定めている。

エ そして、法 24 条 3 項によれば、保護の実施機関は、保護の開始の申請（同条 1 項）があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとされている。

また、同条 9 項によれば、同条 1 項から 7 項までの規定を法 7 条に規定する者からの保護の変更の申請について準用するとされている。

(2) 外国人保護について

「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付厚生

労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。) 問13-32(答)によれば、外国人は法の適用対象とはならず、法による保護は受けられないが、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付社発第382号)により、当分の間法による保護等に準ずる取り扱いをすることとされており、その対象となる外国人に求められる在留資格等として、「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号。以下「入国管理法」という。)別表第2の在留資格を有する者(日本人の配偶者等)などを挙げている。

(3) 臨時的な生活扶助費(一時扶助費)

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第7・2によれば、「臨時的最低生活費(一時扶助費)は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。」とされており、当該特別の需要として、「(1)出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要 (2)日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要 (3)新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」が挙げられている。

そして、局長通知では第7・2・(3)から(10)までにおいて被服費、家具什器費、移送費、入学準備金、就労活動促進費、その他を一時扶助の対象として定めている。

(4) 移送費

局長通知第7・2・(7)・アによれば、移送は(ア)から(イ)まで(別紙参照)のいずれかに該当する場合において他に経費を支

出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行うこととし、移送費の範囲は、(ケ)又は(ク)において別に定めるもののほか、必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額とすることとされている。

また、同・イによれば、生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者等に対し移送費を支給する場合には、面接等により知った事情をできるだけ詳細に保護台帳等に記入し、保護の経緯を明らかにしておくように留意し、その保護台帳の写しを目的地の保護の実施機関にすみやかに送付することとされている。

- (5) 次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

また、問答集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

請求人らは、本件印紙代及び本件交通費の支給を求めて本件申請を行っているため、以下それぞれについて検討する。

- (1) 本件申請のうち本件印紙代について

請求人〇〇は、妻の在留資格更新に要する収入印紙代4,000円について一時扶助を申請しているが、一時扶助について定める局長通知第7・2・(3)から(10)までにおいて、該当する項目はなく、本件印紙代の支給を認めるべき根拠は見当たらない。

したがって、本件印紙代について一時扶助を行うべきものとは認められない。

- (2) 本件申請のうち本件交通費について

請求人〇〇は、妻の在留資格更新の際に要した往復交通費1,848円について一時扶助を申請している。交通費の一時

扶助が認められるためには、局長通知第7・2・(7)・ア又は同・イに該当することを要するところ（1・(4)参照）、本件において問題となり得るのは、局長通知第7・2・(7)・ア・(ウ)該当性である。そして、本件交通費は妻の在留資格更新の際に要した往復交通費であって、また、処分庁から当該交通費に対して指示又は指導を行ったことをうかがわせる資料は存しないから、本件交通費は局長通知第7・2・(7)・ア・(ウ)には該当しない。

したがって、本件交通費について一時扶助を行うべきものとは認められない。

以上のことから、本件申請に対し、処分庁が、「在留資格の更新に係る収入印紙代については、保護の実施要領に定められている一時扶助費の項目に該当しないため」として、本件交通費については「在留資格の更新に係る交通費については、被保護世帯の状況が保護の実施要領（厚生労働省社会・援護局長通知第7-2-(7)移送費ア（ア）から（ソ）まで及びイ）のいずれにも該当しないため」として行った本件処分は上記1の法令等の規定に則って適正に行われたものと認められるから、違法又は不当な点があるということとはできない。

3 請求人らの主張について

請求人らは、上記第3のとおり主張し、本件処分が、法2条にいう無差別平等の原則に反する旨主張する。

しかし、本件処分に違法又は不当な点があるということとはできないことは上記2のとおりである。

また、外国人に対する法による保護等に準ずる取扱いでは、当該外国人が在留資格等を有していることが前提とされていることから（1・(2)）、法に基づく保護費として在留資格の更新に係る費用を支給することを想定しているものとは解されない。

したがって、請求人らの主張には理由がないというほかはない。

4 請求人らの主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

以上のおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子

別紙(略)